

テレワークの導入・実施拡大を検討中の中小企業様へ！

人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

- ✓ 育児や介護と仕事の両立支援に
- ✓ 業務効率化や時間外労働の削減に
- ✓ オフィスコストの削減に
- ✓ 労働者の離職防止や
遠隔地の優秀な人材の確保に



テレワーク制度を導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等を図った中小企業を支援する助成金です。

令和6年4月1日からテレワーク制度を既に導入済みで実施を拡大する事業主の方も対象となりました。



助成内容

- 機器等導入助成 支給対象経費の**50%**
- 目標達成助成 支給対象経費の**15%** <賃金要件を満たす場合25%>

共通

100万円またはテレワーク実施対象労働者1人あたり20万円のいずれか低い方の金額が上限です。

助成対象となる取り組み

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等(※)の導入・運用

※令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いた

コミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が新たに助成対象となりました。

- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

上記は概要であり、申請については詳細な要件がございます。
まずは助成金の専門家である社会保険労務士にご相談ください！

社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1-33

☎ 052-753-4866

✉ info@b-z.jp